別表第六号　経歴証明書の様式（第14条関係）（平７郵令15・平10郵令45・平11郵令３・令元総省令19・令２総省令85（令２総省令103）・令３総省令103・一部改正）

経　歴　証　明　書

経　歴

従事期間		従事した接続の工事の内容
年　月　日から 年　月　日まで	年　月　日間	
合　計		

長

上記のとおり相違ありません。

年　月　日

氏　名

辺

上記のとおり相違ないことを証明します。

年　月　日

会　社　名

所　在　地

代表者役職名

代表者氏名

短　辺　（日本産業規格Ａ列４番）

注１　経歴証明書は、接続の工事に従事した勤務先の証明を受けなければならない。

２　従事した接続の工事の内容は、別表第四号の実務経歴が容易に判別できるものであること。

３　従事期間は、次により計算した期間を記入すること。

⑴　従事した日から起算し、末日は終了しないときでも１日として算入する。

⑵　月又は年で定める従事期間は、暦に従つて計算し、月又は年の始めから起算しないときは、その期間は最後の月又は年における起算日に応当

する日の前日をもつて満了する。ただし、最後の月又は年に応当日がないときは、その月の末日をもつて満了するものとする。

⑶　従事期間を計算するには、１月に満たない従事日数は、合算して30日になるときは１月とし、１年に満たない従事月数は、合算して12月になるときは１年とする。

4　従事した勤務先が異なるときは、それぞれの勤務先ごとに経歴証明書を作成すること。